

介護保険制度

1
家族だけで高齢者を介護するには限界があります。そこで、社会全体で支える社会保険として介護保険ができました。

今月号から、町内にお住まいの高齢者のみなさん
が、住みなれたこの地域で、末永く自立した生活を
送れるよう介護保険制度について、シリーズ（2九
月に一度）でお知らせします。



☆介護保険広報マンの「カイゴくん」です。
これから、ぼくが介護保険制度についてみなさんにお話しします。

さて、みなさんは人口高齢化をどの程度ご存知ですか。

人口の高齢化は、国全体で急速に進んでいます。その勢いは、從来の予測を大きく上回り、平成27年には最も人口の多い団塊の世代すべてが高齢期に入ります。これは、私たちがかつて経験したことのない「超高齢社会」が確実に到来することを示しています。そして、その備えとして介護保険制度が創設されました。

それでは、介護保険制度の仕組みについて説明しましょう。

換が図られ現在では、高齢者介護を社会全体で支え合う仕組みとして、徐々に国民生活に浸透しつつあります。

しかし、国全体で介護保険制度にかかる経費は、平成12年の制度開始から5年間で約2倍に急増し、この状況から介護保険制度の存続が一時的に懸念された時期もありましたが、平成18年度に介護保険法が改正され、制度存続のための法律改正と介護予防型への方向転換が図られ現在では、高齢者介護

●介護保険は誰が入るので すか?

介護保険は40歳以上の国民全で
が加入することになります。
それは、40歳を超えると老化にと
もなう病気によつて、介護が必要
な場合も出てくるからです。そこ
で、40歳以上の国民で保険料を出
し合い、介護が必要になつた方や
その家族が無理のない介護生活が
できるよう、さまざまなサービス
を提供する制度となりました。

65歳以上の方を第一号被保険者と言います。第一号被保険者資格は、65歳到達により、住民基本台帳法によつて自動的に取得することとなり、被保険者本人からの届出の必要はありません。65歳を迎えた方は、その月末までに町から「被保険者証」が交付されます。被保険者証は介護保険の申請に必要となりますので、大切に保管してください。

40歳以上64歳の方を第二号被保険者と言います。特定疾病※により介護が必要であると認定された方が、介護サービスを受けることができます。しかし、特定疾病以外、例えば交通事故などが原因で介護が必要になつた場合は、介護保険の対象にはなりません。

※特定疾病＝初老期認知症、脳血管疾患などで介護制度の中で疾病が認められています。

A 負担を社会全体で連帶して支えあう社会保険制度です。サービスを利用しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入しなくてはなりません。また、町内に住む外国籍の方も短期滞在の方などを除き、介護保険の加入者となります。

平成27年には、日本国民の4人に1人以上が高齢者となり、少子高齢化は更に進むといわれています。介護保険制度は、国民生活を支える大切な社会保険制度です。町民一人ひとりが正しい知識をもつて、介護保険制度を支えていくことが大切です。

※よくひのよくな質問を
耳にします。

※次回は、介護保険料を中心にお知らせします。

問い合わせ